

## 「福山市版エンディングノート」協働発行事業に関するプロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

高齢者が、自分の人生の「終わり」に向き合い、自分の基本情報や財産、医療・介護の希望などを整理して周囲の人に伝え、安心して人生の最期を迎えることを支援するツールとしてエンディングノートを作成することを目的とする。

### 2 事業概要

- (1) 事業名：「福山市版エンディングノート」協働発行事業
- (2) 事業内容：別紙 基本仕様書のとおり
- (3) 事業期間：協定締結の日から 2026 年（令和 8 年）7 月 31 日まで

### 3 費用

エンディングノート及びカードの編集、印刷、製本、納品に伴う送料等は事業者が募集する広告収入で賄うこととする。

### 4 選定方式及び契約方法

本事業は、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、企画提案を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって事業者の候補者（以下「候補者」という。）を特定する。また、候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で候補者と協定を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定しない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

### 6 参加申込の手続等

- (1) 担当部局：福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

福山市東桜町 3 番 5 号

TEL 084-928-1310

E-mail : [koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp)

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）
実施要領等の配付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 3 月 9 日（月）まで
質問書受付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 2 月 27 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026 年（令和 8 年）3 月 2 日（月） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から 同年 3 月 9 日（月）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026 年（令和 8 年）3 月 10 日（火）
企画提案書の受付期間	2026 年（令和 8 年）3 月 10 日（火）から 同年 3 月 23 日（月）午後 5 時まで
企画提案書の選定通知	2026 年（令和 8 年）3 月下旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から同年 3 月 9 日（月）

イ 配付場所

(1) に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロード可

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/>)

## 7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2026 年（令和 8 年）2 月 20 日（金）から同年 3 月 9 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は 3 月 9 日（月） 午後 5 時必着）

(2) 提出場所 6 (1) の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」郵便で提出すること。

(4) 提出書類及び部数 次のア～コの書類を作成し、各 1 部を提出すること。

（イ、エ、オ及びカについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式 1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年

度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)  
エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を協定等に使用する場合に提出すること。）

ク 委任状（様式4）（協定締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式5）

(5) 質問について

質問がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。

ア 提出期間 2026年（令和8年）2月20日（金）から同年2月27日（金）午後5時まで

イ 提出方法 郵送又は電子メール

ウ 回答方法 2026年（令和8年）3月2日（月）までに、福山市ホームページを通して回答するものとする。

**8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）**

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式7） 2026年（令和8年）3月10日（火）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知するものとする。

(2) 参加資格確認結果の公表 参加資格確認結果については協定締結後、福山市ホームページに公表とする。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について「福山市版エンディングノート」協働発行事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において候補者の適否を審査する。

**9 企画提案書の作成等**

(1) 参加資格を有する事業者は、次のとおり企画提案書を作成・提出すること。

ア 企画提案書 企画提案書は「業務評価基準」の項目に沿って、任意様式にてA4用紙10ページ以内で企画内容を記載すること。

イ エンディングノートの構成案（台割案）

ウ 業務実績報告書（様式8）

エ 過去における類似の発行物

(2) 受付期間 2026年（令和8年）3月11日（水）から同年3月23日（月）午後5時まで（郵

送の場合は3月23日（月）午後5時必着）

(3) 提出場所 6(1)の担当課に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日  
を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分  
から午後5時まで）

提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」郵便で提出すること。

(5) 提出書類及び部数

正本1部、副本5部

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、評価委員会で評価を行う。

(1) 評価基準・評価項目：別紙評価基準書のとおり

(2) 候補者の特定 評価委員会における評価が最も高い者を市長が候補者として特定することとする。

(3) 評価結果・選定結果の通知

2026年（令和8年）3月下旬

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、候補者として特定された事実を通知する  
ものであり、事業者として決定したものではない。通知後、福山市と候補者との間で協定締  
結に向けた協議を行う。

(4) 評価結果の公表 評価結果については協定締結後に福山市ホームページに公表するもの  
とする。

(5) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理  
由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して14日以内に書面（様式は任意）  
により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができることとする。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によ  
って行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について評価委員会において適否を審

査する。

### 1 1 協定の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、協定を締結する。

### 1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他市の指示に違反する場合

### 1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあるものとする。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできないものとする。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となるものとする。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定する。

- (15) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は協定を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は事業者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があるものとする。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わない。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。